

お知らせ

国の規定に基づき、以下ご案内申し上げます。

1. 敷地内禁煙

当地は医療機関です。敷地内は絶対に**禁煙**です。

2. 当院は**保険医療機関**です。

3. 夜間・早朝等加算と時間外・休日の小児科特例加算

当院の診療時間は、火曜を除く平日 9:00～11:45 と 13:30～17:30、土曜 9:00～12:30、第5以外の日曜 9:00～11:45 です。このうち、**土曜 12:00 以降**と**日曜**は、厚生労働大臣が定めた通常の医療機関が診療応需困難な時間帯であるため、これらの時間帯に受診をされた場合は、定められた全国一律の診療報酬が加算されます。

4. 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目が分かる“明細書”を、自己負担が発生しない場合も含めて全ての方に発行しています。これにより、6歳未満など包括的診療報酬となる方を除く、全ての方のお会計に1点(10円)が加算されます。明細書が不要な方はお申し出頂ければお渡ししないこともできますが、その場合でも加算は発生します。

5. 小児食物アレルギー負荷検査

当院は院長の管理指導のもと、小児に対する食物アレルギーの負荷検査を院内で実施しています。ただ、医療安全確保の観点から実施は人員が十分な時間帯に限り、かつ完全予約制としています。詳しくは医師またはスタッフにご相談ください。

6. 時間外対応加算 3

当院は、当院に継続して通院されている患者さんからの問い合わせに対し、診療時間終了後でも電話対応可能(22時以降を除く)な体制を整えています。これにより、6歳未満の方など包括的診療報酬の対象となる方を除き、時間内受診の場合も含めて全ての再診会計に3点(30円)が加算されます。

7. 処方箋の薬剤名について

当院ではお薬の名前が「一般名」で記載されている処方箋を発行しています。一般名とはお薬の成分名のこと、この成分のお薬なら製薬会社は指定しない(どの製薬会社のお薬を選択するかは薬局様にお任せする)というもの。特定の製薬会社のお薬に処方集中すると、何かしらの理由で流通に支障が出た際に、お薬の受け取りが難しくなる恐れがあります。医学的・科学的な観点から絶対的に特定のメーカー製でなくては困る特殊な場合を除き、メーカーや商品名を指定しての処方ではできません。